

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部は変更箇所

旧 (変更前)	新 (変更後)
<p>2-1. FX取引ルール ルール15 自動ロスカット</p> <p>(1) FX取引において有効証拠金が、当社指定のロスカット値を割った時点で、自動的にお客様のポジション全てを成行決済注文にて処分します。 <ロスカット値> レバレッジ200倍コース 取引証拠金の100%の額 レバレッジ100倍コース 取引証拠金の 50%の額 レバレッジ 50倍コース 取引証拠金の 25%の額</p> <p>例1: レバレッジ200倍コース 有効証拠金¥30,000でUSD/JPY (取引証拠金¥5,600のとき)を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円45銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>例2: レバレッジ100倍コース 有効証拠金¥30,000でUSD/JPY (取引証拠金¥11,200のとき)を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円45銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>例3: レバレッジ50倍コース 有効証拠金¥30,000でUSD/JPY (取引証拠金¥22,400のとき)を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円45銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>(2) ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。仮に証拠金の額以上の損失が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。</p> <p>(3) テレビやインターネットなどの情報と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。</p> <p>(4) 当社はお客様が保有しているポジションを維持継続するために、大幅な為替相場変動が発生することを考慮し、余裕を持った資金の預託をお奨めています。</p>	<p>2-1. FX取引ルール ルール15 自動ロスカット</p> <p>(1) FX取引において有効証拠金が、当社指定のロスカット値を割った時点で、自動的にお客様のポジション全てを成行決済注文にて処分します。 <ロスカット値> レバレッジ200倍コース 取引証拠金の100%の額 レバレッジ100倍コース 取引証拠金の 50%の額 レバレッジ 50倍コース 取引証拠金の 25%の額</p> <p>例1: レバレッジ200倍コース 有効証拠金¥30,000でUSD/JPY (取引証拠金¥5,600のとき)を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円45銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>例2: レバレッジ100倍コース 有効証拠金¥30,000でUSD/JPY (取引証拠金¥11,200のとき)を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円45銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>例3: レバレッジ50倍コース 有効証拠金¥30,000でUSD/JPY (取引証拠金¥22,400のとき)を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付価格より2円45銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)</p> <p>(2) ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。仮に証拠金の額以上の損失が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。</p> <p>(3) テレビやインターネットなどの情報と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。</p> <p>(4) 当社はお客様が保有しているポジションを維持継続するために、大幅な為替相場変動が発生することを考慮し、余裕を持った資金の預託をお奨めています。</p> <p>(5) ロスカットはサービス停止時間 (臨時メンテナンスを含む) には執行されません。</p>
<p>2-1. FX取引ルール ルール19 利用時間</p> <p>(1) 通常は月曜日午前7時～土曜日午前6時55分 (2) 米国のサマータイム期間中は月曜日午前7時～土曜日午前5時55分 ※主要海外市場が休場の場合はこの限りではありません。 ※取引システムの保守時間帯は利用できません。 ※FX取引の利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>	<p>2-1. FX取引ルール ルール19 利用時間</p> <p>(1) 米国標準時間の適用期間中は月曜日午前7時～土曜日午前6時55分 (2) 米国のサマータイム期間中は月曜日午前7時～土曜日午前5時55分 ※主要海外市場が休場の場合はこの限りではありません。 ※取引システムの保守時間帯 (臨時メンテナンスを含む) は利用できません。 ※FX取引の利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>
<p>2-1. FX取引ルール ルール20 ロールオーバーの時間</p> <p>通常は火曜日～土曜日の午前6時55分～午前7時14分、 欧米諸国がサマータイム時刻の時は午前5時55分～午前6時14分に行われます。 ※この時間は、メンテナンス時間 (ルール21) となります。</p>	<p>2-1. FX取引ルール ルール20 ロールオーバーの時間</p> <p>米国標準時間の適用期間中は火曜日～土曜日の午前6時55分～午前7時14分、 米国のサマータイム期間中は午前5時55分～午前6時14分に行われます。 ※この時間は、メンテナンス時間 (ルール21) となります。</p>
<p>2-1. FX取引ルール ルール21 サービス停止 (メンテナンス) 時間</p> <p>(1) 通常は火曜日～金曜日の午前6時55分～午前7時14分 土曜日は午前6時55分～正午 なお、土曜日の正午から月曜日の午前7時までは指値注文のみとし、執行は不可とします。</p> <p>(2) 米国のサマータイム期間中は火曜日～金曜日の午前5時55分～午前6時14分 土曜日は午前5時55分～正午 なお、土曜日の正午から月曜日の午前7時までは指値注文のみとし、執行は不可とします。 ※FX取引のサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>	<p>2-1. FX取引ルール ルール21 サービス停止 (メンテナンス) 時間</p> <p>(1) 米国標準時間の適用期間中は火曜日～金曜日の午前6時55分～午前7時14分 土曜日は午前6時55分～正午 なお、土曜日の正午から月曜日の午前7時までは指値注文のみとし、執行は不可とします。</p> <p>(2) 米国のサマータイム期間中は火曜日～金曜日の午前5時55分～午前6時14分 土曜日は午前5時55分～正午 なお、土曜日の正午から月曜日の午前7時までは指値注文のみとし、執行は不可とします。 ※FX取引のサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 ※上記メンテナンスの他に、臨時メンテナンスを実施する場合があります。</p>
<p>2-1. FX取引ルール ルール22 税金について</p> <p>個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金 (売買による差益及びスワップポイント収益) は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間 (1月1日から12月31日まで) 20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。詳しくは、最寄りの税務署もしくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>2-1. FX取引ルール ルール23 税金について</p> <p>個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金 (売買による差益及びスワップポイント収益) は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間 (1月1日から12月31日まで) 20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。詳しくは、最寄りの税務署もしくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>
<p>2-3. 本人確認書類の提出</p> <p>平成15年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律 (本人確認法)」が施行されました。この法律は銀行・保険会社等の金融機関がお客様の氏名・住所確認及びお客様の取引に関する記録の保存を行うことで金融機関がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネーロンダリングに利用されたりする事を防ぐ事を目的としています。本人確認書類の種類についてはホームページにて公開しております。</p>	<p>2-3. 本人確認書類の提出</p> <p>平成20年3月1日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律 (犯罪収益移転防止法)」が施行されました。この法律は特定事業者 (金融機関、非金融業者、職業的専門家等) がお客様の氏名・住所及び生年月日等の確認及びお客様の取引記録を保存することで特定事業者がテロリズムの資金隠しや、マネー・ロンダリングに利用されることを防ぎ、犯罪による収益の移転防止を目的としています。本人確認書類の種類についてはホームページにて公開しております。</p>

平成21年4月27日改訂